

令和4年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(9 月 7 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和4年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調	1
2	令和4年度9月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和4年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和4年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	4
3	令和4年度9月補正予算の主な内容	5
4	令和4年度一般会計9月補正予算地方債について	6
5	令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	8
6	県有施設における光熱費の増影響への対応について【政策局】	9
7	選挙投開票システムの改修について【政策局】	10
8	神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要【政策局】	11
9	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	12
10	和解の概要【政策局】	13
11	県有施設における光熱費の増影響への対応について【総務局】	14
12	令和4年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局】	15
13	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	16
14	県有施設における光熱費の増影響への対応について【くらし安全防災局】	17
15	県有施設における光熱費の増影響への対応について【スポーツ局】	18
16	伊勢原射撃場の指定管理者の指定の概要【スポーツ局】	19
17	畜産農家等への支援について【環境農政局】	20
18	県有施設における光熱費等の増影響への対応について【環境農政局】	21
19	令和4年度9月補正予算公共事業等の内容【環境農政局】	25
20	県有施設における光熱費の増影響への対応について【福祉子どもみらい局】	26
21	高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について【福祉子どもみらい局】	28
22	生活困窮者への支援について【福祉子どもみらい局】	29
23	大和綾瀬地域児童相談所の移転について【福祉子どもみらい局】	31
24	令和4年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局】	32
25	神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の概要【福祉子どもみらい局】	33

26	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要	
	【福祉子どもみらい局】	34
27	動産の取得（専決処分）の概要【福祉子どもみらい局】	35
28	県有施設における光熱費の増影響への対応について【健康医療局】	36
29	一般公衆浴場への支援について【健康医療局】	38
30	県有施設における光熱費の増影響への対応について【産業労働局】	39
31	事業所への太陽光発電等の導入に係る支援について【産業労働局】	40
32	県有施設における光熱費の増影響への対応について【県土整備局】	41
33	令和4年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局】	42
34	一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約の内容【県土整備局】	43
35	県営上溝団地の特定事業契約の内容【県土整備局】	44
36	県営追浜第一団地の特定事業契約の内容【県土整備局】	47
37	湘南港の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	50
38	葉山港の指定管理者の指定の概要【県土整備局】	50
39	県有施設における光熱費等の増影響への対応について【教育委員会】	51
40	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要	
	【教育委員会】	55
41	県有施設における光熱費等の増影響への対応について【警察本部】	57
42	損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要【警察本部】	60
43	令和4年度水道事業会計9月補正予算の内容【企業庁】	62
44	令和4年度水道事業会計9月補正予算債務負担行為について【企業庁】	63

1 令和4年第3回神奈川県議会定例会（9月7日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	1
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	2
条 例 の 改 正	4
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1
特 定 事 業 契 約 の 締 結	2
指 定 管 理 者 の 指 定	3
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1
そ の 他	3
合 計	16

2 令和4年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,370,026,563	6,257,828	2,376,284,391
特 別 会 計	2,116,484,239	—	2,116,484,239
企 業 会 計	157,477,830	1,139,989	158,617,819
合 計	4,643,988,632	7,397,817	4,651,386,449

(参考) 前年度(令和3年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,509,317,997	242,382,735	2,751,700,732
特 別 会 計	2,047,484,222	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	149,343,809
合 計	4,706,146,028	242,382,735	4,948,528,763

(1) 令和4年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

局 別	予 算 額	財 源			
		国庫支出金	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	財産収入
政 策 局	42,153				
総 務 局	142,922				
くらし安全防災局	35,654				
国 際 文 化 観 光 局					
ス ポ ー ツ 局	72,237				
環 境 農 政 局	454,463	397,282			
福祉子どもみらい局	2,464,467	2,317,470			
健 康 医 療 局	224,197	119,537			
産 業 労 働 局	273,867	200,000			
県 土 整 備 局	205,074				
会 計 局					
各 局 委 員 会					
教 育 委 員 会	1,105,837				
警 察 本 部	1,236,957				
小 計	6,257,828	3,034,289			
合 計	6,257,828	3,034,289			

(単位 千円)

内 訳					備 考
寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	
				42,153	
				142,922	
				35,654	
				72,237	
		6	4,000	53,175	
	5,000		7,000	134,997	
				104,660	
				73,867	
				205,074	
				1,105,837	
				1,236,957	
	5,000	6	11,000	3,207,533	
	5,000	6	11,000	3,207,533	地方交付税 繰越金 343,446 2,864,087

(2) 令和4年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

(企業会計)	予算額	財 源 内 訳					付 記	備 考
		事 収	業 入	資 収	本 入	留 保 資 金 等		
水道事業会計	1,139,989						損益勘定	当年度利益剰余金 △1,139,989
	—						資本勘定	
合 計	1,139,989							当年度利益剰余金 △1,139,989

3 令和4年度9月補正予算の主な内容

物価高騰や生活困窮者への対策など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

(1) 物価高騰等対策

ア 畜産農家等の飼料や光熱費等に対する補助	269,515千円
イ 一般公衆浴場の燃料費等に対する補助	119,537千円
ウ 自家消費型太陽光発電等の導入に対する補助	200,000千円

(2) 生活困窮者対策

ア 生活福祉資金貸付事業費補助	2,219,038千円
イ 市町村が行う生活困窮者支援に対する補助	35,000千円
ウ 生活に困窮する若者等へ支援	5,000千円

(3) その他

ア 県有施設における光熱費等の増影響への対応	3,171,087千円
イ 水道施設における光熱費の増影響への対応（水道事業会計）	1,139,989千円
ウ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費	8,000千円
エ 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備	95,149千円
オ 過年災害復旧費	132,812千円
カ 債務負担行為の設定	
(ア) 厚木市複合施設整備推進費	限度額 4,490,000千円
(イ) 取水及び浄水施設維持運営費（水道事業会計）	限度額 254,925千円

4 令和4年度一般会計9月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債		(21,204,000)	補正前の額	[143,274,120]	
	[1,270,979,946]	[1,208,783,169]	補正額	112,317,004	[1,174,102,049]
	1,570,520,966	1,534,226,488	計	-	1,530,502,484
		(193,000)	補正前の額	[2,735,954]	
	[30,991,469]	[33,632,462]	補正額	2,136,529	[31,395,508]
	36,009,249	37,466,497	計	-	35,828,968
		(19,184,596)	補正前の額	[1,753,350]	
	[20,161,941]	[19,184,596]	補正額	2,059,381	[17,494,246]
	22,335,556	21,867,640	計	-	19,871,259
		(133,000)	補正前の額	[1,233,194]	
[6,997,900]	[6,595,150]	補正額	1,682,150	[6,234,956]	
8,890,075	8,700,925	計	-	7,891,775	
	(1,082,000)	補正前の額	[10,232,313]		
[72,249,938]	[66,950,240]	補正額	11,610,491	[60,307,927]	
90,729,788	85,827,420	計	-	77,806,929	
	(16,131,000)	補正前の額	[91,387,856]		
[823,635,162]	[775,671,625]	補正額	60,984,894	[752,215,769]	
1,035,650,477	1,020,269,555	計	-	1,027,216,661	
	(192,000)	補正前の額	[5,089,400]		
[58,677,468]	[57,095,377]	補正額	5,558,441	[55,176,977]	
69,235,588	65,448,322	計	-	63,060,881	
	(2,926,000)	補正前の額	[14,791,877]		
[147,249,787]	[151,649,761]	補正額	11,456,529	[164,102,884]	
175,030,812	174,903,371	計	-	190,691,842	
	(547,000)	補正前の額	[16,050,176]		
[111,016,281]	[98,003,958]	補正額	16,828,589	[87,173,782]	
132,639,421	119,742,758	計	-	108,134,169	
	(346,000)	補正前の額	[124,241]		
[5,036,226]	[5,444,252]	補正額	113,281	[6,268,011]	
5,092,721	5,526,557	計	-	6,361,276	
	(189,000)	補正前の額	[34,230]		
[1,171,593]	[1,197,501]	補正額	12,920	[1,590,271]	
1,212,728	1,259,946	計	-	1,674,026	
	(157,000)	補正前の額	[90,011]		
[3,861,633]	[4,243,751]	補正額	100,361	[4,674,740]	
3,876,993	4,263,611	計	-	4,684,250	

区 分	前前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
3 その他	千円 [2,081,277,440] 2,535,135,484	千円 [2,143,581,717] 2,653,013,818	補正前の額	千円 84,000,000	千円 [189,860,924] 165,037,856	千円 [2,037,720,793] 2,571,975,962
			補正額	-	-	
			計	84,000,000	[189,860,924] 165,037,856	
(1) 減税補填債	[89,161,783] 138,653,805	[77,611,483] 133,922,895	補正前の額	-	[11,502,111] 2,178,270	[66,109,372] 131,744,625
			補正額	-	-	
			計	-	[11,502,111] 2,178,270	
(2) 臨時税収補填債	[13,336,375] 18,395,000	[11,312,925] 18,395,000	補正前の額	-	[2,023,450] -	[9,289,475] 18,395,000
			補正額	-	-	
			計	-	[2,023,450] -	
(3) 減収補填債	[125,820,810] 126,828,900	[121,471,642] 122,238,322	補正前の額	-	[7,707,422] 5,833,222	[113,764,220] 116,405,100
			補正額	-	-	
			計	-	[7,707,422] 5,833,222	
(4) 臨時財政対策債	[1,832,261,860] 2,230,561,167	[1,924,576,087] 2,357,890,021	補正前の額	84,000,000	[168,299,746] 144,788,169	[1,840,276,341] 2,297,101,852
			補正額	-	-	
			計	84,000,000	[168,299,746] 144,788,169	
(5) 枠外債	68,612	57,111	補正前の額	-	9,574	47,537
			補正額	-	-	
			計	-	9,574	
(6) 調整債	8,670,000	8,552,469	補正前の額	-	[318,621] 270,621	[8,233,848] 8,281,848
			補正額	-	-	
			計	-	[318,621] 270,621	
(7) 猶予特例債	11,958,000	[-] 11,958,000	補正前の額	-	[-] 11,958,000	-
			補正額	-	-	
			計	-	[-] 11,958,000	
合 計	[3,357,293,612] 4,110,749,171	(21,550,000) [3,357,809,138] 4,192,766,863	補正前の額	171,980,000	[333,259,285] 277,468,141	[3,218,090,853] 4,108,839,722
			補正額	11,000	-	
			計	171,991,000	[333,259,285] 277,468,141	

備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。

2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

令和3年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求めるものである。

6 県有施設における光熱費の増影響への対応について【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

合同庁舎維持運営費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

地域県政総合センターが所管する合同庁舎における光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 31,699千円

維持運営費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

公文書館における光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 7,764千円

7 選挙投開票システムの改修について【政策局関係】

2款 総務費 3項 選挙費

市町村選挙連絡調整費

(1) 目的

「神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部改正に伴い、選挙投開票システムについて改修を行う。

(2) 内容

選挙投開票システムを、神奈川県議会議員選挙の執行に適合するよう、選挙区の合区等に関して改修する。

(3) 予算額 2,690千円

8 神奈川県公報による公告の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県公報による公告を義務付けている公表事項について、インターネットの利用による公表を中心とした最適な周知方法の選択を条例上可能とするため、関係条例の整理をするものである。

(2) 改正の内容

次の3条例について、インターネットの利用その他の方法により公表することが条例上可能となるよう規定を改める。

ア 神奈川県監査委員に関する条例（第5条）

イ 神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第5条）

ウ 神奈川県財政状況の公表に関する条例（第4条）

(3) 施行期日

公布の日

9 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加え、3法人の控除対象期間を更新するほか、指定取消の申出があった1法人を削除するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和4年11月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

10 和解の概要

(1) 目的

「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等業務に関する契約違反について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等業務に関する契約違反に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方

東京都中央区日本橋浜町2丁目11番2号 日本橋中央ビル4F
株式会社リフコム

代表取締役 井 奥 俊 博

(イ) 和解金額 4,763万9,361円

(3) 事案の概要

「県のたより」及び「議会かながわ」の印刷等の受注業者である株式会社リフコムが、契約書の仕様で定める白色度と異なる紙質の印刷用紙を使用していたことが判明した。

(4) 協議の概要

令和4年3月4日、県に対し外部から、県のたよりで使用している印刷用紙が仕様と異なる疑いがある旨の問合せがあり、事実確認を開始した。

その結果、令和3年度に仕様の基準に満たない印刷用紙を使用していたことが判明した。また、株式会社リフコムから、過年度分についても、白色度不足の印刷用紙を使用していたと報告があった。

令和4年4月8日、株式会社リフコムから知事宛ての報告書が提出され、契約違反に係る金額の返還の申し入れがあり、協議の結果、令和4年8月31日に和解内容について合意した。

11 県有施設における光熱費の増影響への対応について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

本庁舎等維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
本庁舎等における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 142,922千円

12 令和4年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【総務局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
職員研修業務委託 事業費	68,367	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和5年度	68,367		そ の 他	-
						一般財源	68,367
厚木市複合施設整 備推進費	4,490,000	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	2,971,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	4,490,000		そ の 他	-
						一般財源	1,519,000
元小田原警察署本 町交番等除却費	4,364	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和6年度	4,364		そ の 他	-
						一般財源	4,364

13 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出義務に関する規定等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出に係る改正

(ア) 不動産の取得者に義務付けている申告書又は報告書の提出について、一定の期間内に登記の申請をした場合には、当該申請が却下された場合を除き、当該申告書又は報告書の提出を不要とする。（第25条第1項関係）

(イ) 一定の期間内に登記の申請をした場合でも、不動産取得税が非課税とされている不動産の取得をした場合のほか、知事が不動産取得税の賦課徴収について必要と認める場合には、引き続き、申告書又は報告書の提出を義務付ける。（第25条第2項、第3項及び第81条関係）

(ウ) その他、不動産取得税の賦課徴収に関する申告書等の提出を不要とすることに伴い、規定の整備を行う。（第25条第4項、第27条及び附則第30項関係）

イ 引用条項の整理

地方税法の一部改正等に伴い、引用条項を整理する。（第22条の3、第26条、第26条の2及び附則第34項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正後の第22条の3第3項、第25条第1項から第4項まで、第26条の2第4項、第27条、第81条第3号及び附則第30項の規定は、この条例の施行の日以後において不動産を取得した場合について適用し、同日前において不動産を取得した場合については、なお従前の例による。

14 県有施設における光熱費の増影響への対応について【くらし安全防災局
関係】

2款 総務費 8項 安全防災費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
温泉地学研究所における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 5,872千円

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
総合防災センター等における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 29,782千円

15 県有施設における光熱費の増影響への対応について【スポーツ局関係】

2款 総務費 10項 スポーツ費

スポーツ施設費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

スポーツセンターにおける光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 72,237千円

16 伊勢原射撃場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立伊勢原射撃場条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	伊勢原射撃場
イ 指定管理者	
(ア) 名称	一般社団法人神奈川県射撃協会
(イ) 主たる事務所の所在地	伊勢原市上粕谷2380番地
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

17 畜産農家等への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

畜産業物価高騰対応費補助

(1) 目的

畜産農家等へ飼料等価格高騰に対する支援を行う。

(2) 内容

畜産農家における飼料購入費や光熱費のほか、神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対する補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 269,515千円

18 県有施設における光熱費等の増影響への対応について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 1項 農業費

農政事務所維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
農政事務所における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 1,063千円

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
農業技術センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 15,501千円

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

BSE特別対策事業費

(1) 目的

牛海綿状脳症（BSE）の発生予防及びまん延を防止することにより、畜産物の安全性の確保を図る。

(2) 内容

BSE検査等を実施する家畜保健衛生所における光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 592千円

家畜保健衛生所費

(1) 目的

燃料価格の高騰に対応する。

(2) 内容

家畜保健衛生所における光熱費の不足分を措置する。

(3) 予算額 2,286千円

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
畜産技術センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 6,208千円

試験研究費

- (1) 目的
飼料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
畜産技術センターにおける飼料購入費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 9,499千円

7款 農林水産業費 5項 水産業費

漁業取締費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
漁業取締船に使用する燃料の不足分を措置する。
- (3) 予算額 1,787千円

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
水産技術センター等における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 12,377千円

小田原漁港及び海岸保全区域等管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
西部漁港事務所における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 2,823千円

19 令和4年度9月補正予算公共事業等の内容【環境農政局関係】

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			4年度/3年度
	6月現計予算額 A	9月補正予算額 B	9月現計予算額 C	9月現計 予算額比
緑 地 保 全	812,644	—	812,644	203.6
自 然 公 園	296,014	—	296,014	91.5
土 地 改 良	2,081,867	—	2,081,867	101.3
林 業	1,490,347	—	1,490,347	103.2
治 山	1,396,868	—	1,396,868	149.3
漁 港	1,886,009	—	1,886,009	93.0
災 害 復 旧	544,259	132,812	677,071	76.5
環 境 農 政 局 計	8,508,008	132,812	8,640,820	107.1

(事業内容)

- 災害復旧 【予算に関する説明書 23頁】
 林業施設災害復旧費
 ・復旧工事 神の川林道など11箇所

20 県有施設における光熱費の増影響への対応について【福祉子どもみらい局関係】

2款 総務費 11項 青少年費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
青少年センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 10,704千円

4款 民生費 2項 障害福祉費

総合療育相談センター費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
総合療育相談センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 21,155千円

県立障害福祉施設維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
県立障害福祉施設における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 70,421千円

21 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について【福祉子ども
みらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

民間老人福祉施設整備費補助

- (1) 目的
災害時における高齢者施設の機能を維持する。
- (2) 内容
非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。
- (3) 予算額 95,149千円

22 生活困窮者への支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

生活福祉資金特例貸付の申請受付期間が9月末まで延長されたことに対応する。

(2) 内容

県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 2,219,038千円

一部 ⑨ 生活困窮者自立支援事業費

(1) 目的

生活困窮世帯の若者、ケアリーバー、被虐待経験者など、生まれ育った家庭環境によって、進学や就職に困難を抱える若者たちが安心して社会に巣立つことができるようにする。

(2) 内容

NPO法人が行う進学等を応援する活動に対して、企業からの寄附を活用して支援する。

(3) 予算額 5,000千円

保護施設等感染症対策費

(1) 目的

コロナ禍における生活困窮者を支援する。

(2) 内容

官民連携によるプラットフォームの設置や、NPO法人等の活動を支援する市町村に対する補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 35,000千円

23 大和綾瀬地域児童相談所の移転について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 5項 児童福祉費

⑨ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費

(1) 目的

令和3年度に、緊急避難的な対応として所管区域外に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、早期に所管区域内への移転を図る。

(2) 内容

移転工事に必要な実施設計を行う。

(3) 予算額 8,000千円

24 令和4年度一般会計9月補正予算継続費について【福祉子どもみらい局
関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま だ の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま だ の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
			特 定 財 源			一 般 財 源							
			国 庫 支 出 金	県 債	そ の 他								
4 民生費	4	千円 8,000	千円 -	千円 7,000	千円 -	千円 1,000	千円 -	千円 -	千円 8,000	千円 8,000	千円 -	% 45	
5 児童福祉費	5	9,800	-	-	-	9,800	-	-	-	-	9,800	-	
大和綾瀬地域 児童相談所移 転工事設計費	計	17,800	-	7,000	-	10,800	-	-	8,000	8,000	9,800	45	

25 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の概要

(1) 制定の趣旨

当事者目線の障害福祉の推進を図り、もって障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会を実現するため、基本理念、県等の責務を明らかにするとともに、当事者目線の障害福祉を推進するための施策の基本的事項に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 前文

条例制定に至った経緯、制定の理念等

イ 総則的な事項

- (ア) 基本理念、県の責務（第3条～第4条関係）
- (イ) 市町村との連携、県民及び事業者等の責務（第5条～第7条関係）
- (ウ) 県による基本的な計画の策定（第8条～第9条関係）

ウ 施策に関する事項

- (ア) 意思決定支援の推進（第10条関係）
- (イ) 障害者の権利擁護（第11条関係）
- (ウ) 差別の解消及び虐待等の防止（第12条～第16条関係）
- (エ) 障害者の家族等に対する支援（第17条関係）
- (オ) 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加、障害者主体の活動の促進（第18条～第19条関係）

エ 施策の推進体制に関する事項

- (ア) 生涯にわたる障害者への支援体制の整備（第20条関係）
- (イ) 高齢者施策等との連携（第21条関係）
- (ウ) 障害者の支援手法に関する調査研究（第22条関係）
- (エ) 中核的な役割を担う拠点の整備（第23条関係）
- (オ) 地域間の均衡、自立支援協議会の活動の推進等（第24条～第25条関係）
- (カ) 人材の確保、育成等（第26条関係）

(3) 施行期日

令和5年4月1日

26 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、地域共生社会の実現に向けた方向性を明確に示すため、障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、施設利用に必要となる支援を明確化するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 目的規定の用語の整理

目的規定の用語を整理する。（第1条、第4条及び第5条関係）

イ 施設利用に必要となる支援の明確化

障害者等が施設を安全かつ快適に利用できるよう、ハードとソフト両面の対応が求められることを明確化するほか、情報の提供など、必要となる支援の提供について追記する。（第3条及び第4条関係）

ウ 当事者等の参画

施設整備の計画段階から、障害者等を含む多様な関係者の参画を得て整備を行っていくことを明記する。（第7条関係）

エ 関係法令の改正に伴う規定の整理

(ア) 建築基準法改正に合わせ、既存建築物の一時的な用途変更について適合義務の対象外とする。（第29条関係）

(イ) 認定こども園法改正により、「幼保連携型認定こども園」が位置付けられたことにより、所要の改正を行う。（第32条関係）

(3) 施行期日

公布の日

27 動産の取得（専決処分）の概要

(1) 動産の取得の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る抗原検査キットの買入れについて急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

(2) 動産の取得の内容

ア 品目及び数量	抗原検査キット 510,000キット
イ 契約者名	富士レビオ株式会社 代表取締役社長 藤田 健
ウ 契約金額	1億9,635万円
エ 納入期限	令和4年8月5日
オ 契約の方法	随意契約
カ 随意契約理由	本件は、緊急な配備を要するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項に基づき、富士レビオ株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

28 県有施設における光熱費の増影響への対応について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
衛生研究所における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 70,769千円

5款 衛生費 2項 環境衛生費

食肉衛生検査所運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
食肉衛生検査所における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 1,915千円

動物愛護センター運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
動物愛護センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 3,790千円

5款 衛生費 3項 保健所費

保健福祉事務所維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
保健福祉事務所における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 28,186千円

29 一般公衆浴場への支援について【健康医療局関係】

5款 衛生費 2項 環境衛生費

⑨ 公衆浴場物価高騰対応費補助

(1) 目的

一般公衆浴場の営業の健全化、衛生水準の維持・向上を図る。

(2) 内容

燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。

(3) 予算額 119,537千円

30 県有施設における光熱費の増影響への対応について【産業労働局関係】

6款 労働費 2項 職業訓練費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
神奈川県立東部総合職業技術校における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 46,172千円

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
神奈川県立産業技術短期大学校における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 27,695千円

31 事業所への太陽光発電等の導入に係る支援について【産業労働局関係】

8款 商工費 1項 商工総務費

一部⑨ かながわスマートエネルギー計画推進事業費

(1) 目的

県内事業者の脱炭素化への取組や原油価格高騰への対応を支援する。

(2) 内容

事業所への自家消費型の太陽光発電等の導入に対する補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 200,000千円

32 県有施設における光熱費の増影響への対応について【県土整備局関係】

9款 土木費 2項 道路橋りょう費

道路維持管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
道路情報板等の光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 5,857千円

交通安全施設等維持管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
道路照明の光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 199,217千円

33 令和4年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
港湾指定管理費	千円 458,668	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和9年度	458,668		そ の 他	-
						一般財源	458,668

【議案（条例その他）16頁 定県第79号議案】

34 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称 | 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体Ⅰ期工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他 |
| (3) 請負契約者名 | 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社横浜支店
常務執行役員支店長 江 島 明 |
| (4) 請負契約金額 | 169億9,500万円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条
の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和9年9月30日 |

35 県営上溝団地の特定事業契約の内容

(1) 事業名称

県営上溝団地特定事業

(2) 契約に係る事業

既存施設の除却、建物等の設計、建設、入居者移転支援及び用地活用に係る事業

(3) 除却及び取得する建物等

ア 所在地 相模原市中央区光が丘3丁目1番ほか

イ 内容

(ア) 除却する建物等

県営上溝団地のうち東側7街区の既存住宅（79棟561戸）及び付帯施設

(イ) 取得する建物等

県営住宅及び付帯施設並びにコミュニティ機能を有する施設及び広場等

(4) 契約期間

契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務（令和9年10月31日）並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで

(5) 契約金額

132億8,777万6,645円

(6) 契約者名

東京都港区虎ノ門2丁目2番1号

大成ユーレック株式会社

代表取締役社長 松 三 均

横浜市戸塚区戸塚町157番地

大洋建設株式会社

代表取締役 黒 田 憲 一

横浜市南区新川町5丁目28番地

株式会社小俣組

代表取締役 小 俣 務

東京都文京区本郷1丁目28番34号

株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店

専務取締役支店長 奥 茂 謙 仁

海老名市中央3丁目3番32号

株式会社むげん

代表取締役社長 吉 水 慶 介

相模原市中央区富士見3丁目15番7号

株式会社美都住販

代表取締役 海 崎 茂

(7) 契約締結日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による議会の議決を通知した日

(参考)

県営上溝団地特定事業の落札者の決定状況

1 経過

県営上溝団地特定事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施し、令和4年5月24日に落札者を決定した。

2 審査の状況

(1) 審査の状況

学識経験者や県職員から構成される県営上溝団地建替事業に係るPFI事業者選定評価委員会(以下「評価委員会」という。)からの意見を踏まえ、予め公表した落札者決定基準に従って、提案内容の審査を行った。

審査は、資格審査、提案審査の2段階に分けて実施し、価格だけでなくその他の条件を総合的に評価し、評価値の最も高い者を落札者として選定した。

(2) 審査の経緯

令和3年8月31日	入札公告
令和4年1月17日	入札及び提案書の受付
3月29日	事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング、評価委員会(意見聴取)
4月13日	評価委員会(意見聴取)

(3) 入札参加者及び審査結果

入札参加者(代表企業)	審査結果(評価値)
工藤建設株式会社	80.135
株式会社松尾工務店	84.546
りんかい日産建設株式会社横浜営業支店	79.135
西野建設株式会社	86.520
大成ユーレック株式会社	91.385
株式会社長谷工コーポレーション	76.008

3 落札者の決定等

評価委員会の意見聴取を経て、大成ユーレック株式会社を代表企業とする入札参加者を落札者として決定した。

36 県営追浜第一団地の特定事業契約の内容

(1) 事業名称

県営追浜第一団地特定事業

(2) 契約に係る事業

既存施設の除却、建物等の設計、建設、入居者移転支援及び用地活用に係る事業

(3) 除却及び取得する建物等

ア 所在地 横須賀市追浜本町1丁目119番

イ 内容

(ア) 除却する建物等

既存住宅（6棟176戸）及び付帯施設

(イ) 取得する建物等

県営住宅及び付帯施設並びにコミュニティ機能を有する施設及び広場等

(4) 契約期間

契約締結日から県営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務（令和8年2月28日）並びに「県有財産売買契約書」に従って余剰地に設定された買戻し特約の登記の抹消登記手続が完了する日まで

(5) 契約金額

34億5,386万5,800円

(6) 契約者名

横浜市戸塚区小雀町129番地3

小雀建設株式会社

代表取締役 小 泉 和 雄

横浜市磯子区西町5番11号

株式会社金子設計

代表取締役 稲 毛 恒 男

横浜市旭区二俣川2丁目21番1

津久見建設株式会社

代表取締役 鷺原 浩

(7) 契約締結日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による議会の議決を通知した日

(参考)

県営追浜第一団地特定事業の落札者の決定状況

1 経過

県営追浜第一団地特定事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施し、令和4年5月24日に落札者を決定した。

2 審査の状況

(1) 審査の状況

学識経験者や県職員から構成される県営追浜第一団地建替事業に係るPFI事業者選定評価委員会(以下「評価委員会」という。)からの意見を踏まえ、予め公表した落札者決定基準に従って、提案内容の審査を行った。

審査は、資格審査、提案審査の2段階に分けて実施し、価格だけでなくその他の条件を総合的に評価し、評価値の最も高い者を落札者として選定した。

(2) 審査の経緯

令和3年8月31日	入札公告
令和4年1月17日	入札及び提案書の受付
3月30日	事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング、評価委員会(意見聴取)
4月13日	評価委員会(意見聴取)

(3) 入札参加者及び審査結果

入札参加者(代表企業)	審査結果(評価値)
青木あすなろ建設株式会社横浜支店	81.885
小雀建設株式会社	88.265
大東建託株式会社	81.395
大成ユーレック株式会社	82.820
株式会社長谷工コーポレーション	78.414

3 落札者の決定等

評価委員会の意見聴取を経て、小雀建設株式会社を代表企業とする入札参加者を落札者として決定した。

37 湘南港の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	湘南港
イ 指定管理者	
(ア) 名称	株式会社リビエラリゾート
(イ) 主たる事務所の所在地	逗子市小坪5丁目23番9号
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

38 葉山港の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	葉山港
イ 指定管理者	
(ア) 名称	湘南サニーサイドマリーナ株式会社
(イ) 主たる事務所の所在地	横須賀市芦名1丁目17番8号
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

39 県有施設における光熱費等の増影響への対応について【教育委員会関係】

11款 教育費 1項 教育総務費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
総合教育センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 11,480千円

11款 教育費 4項 高等学校費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
県立高校等における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 778,897千円

特色ある高校づくり推進事業費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
専門高校の生産実習に使用する燃料の不足分を措置する。
- (3) 予算額 11,611千円

11款 教育費 5項 特別支援学校費

維持運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
県立特別支援学校における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 184,218千円

11款 教育費 6項 社会教育費

県立図書館費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
県立図書館における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 30,002千円

近代美術館費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
近代美術館における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 36,776千円

金沢文庫費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
金沢文庫における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 9,400千円

生命の星・地球博物館費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
生命の星・地球博物館における光熱費等の不足分を措置する。
- (3) 予算額 24,726千円

歴史博物館費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
歴史博物館における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 15,182千円

埋蔵文化財センター維持管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
埋蔵文化財センター等における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 3,545千円

40 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

養護学校の名称を使用している県立特別支援学校23校の名称を支援学校に変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

名称の欄中「養護学校」を「支援学校」に改め、学校の順を所在地に応じて並び替える。（別表第3関係）

新校名	現校名
神奈川県立鶴見支援学校	神奈川県立鶴見養護学校
神奈川県立横浜南支援学校	神奈川県立横浜南養護学校
神奈川県立保土ヶ谷支援学校	神奈川県立保土ヶ谷養護学校
神奈川県立金沢支援学校	神奈川県立金沢養護学校
神奈川県立みどり支援学校	神奈川県立みどり養護学校
神奈川県立あおば支援学校	(移動)
神奈川県立瀬谷支援学校	神奈川県立瀬谷養護学校
神奈川県立三ツ境支援学校	神奈川県立三ツ境養護学校
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	(移動)
神奈川県立中原支援学校	神奈川県立中原養護学校
神奈川県立高津支援学校	神奈川県立高津養護学校
神奈川県立麻生支援学校	神奈川県立麻生養護学校
神奈川県立津久井支援学校	神奈川県立津久井養護学校
神奈川県立相模原中央支援学校	(移動)
神奈川県立相模原支援学校	神奈川県立相模原養護学校
神奈川県立岩戸支援学校	神奈川県立岩戸養護学校
神奈川県立武山支援学校	神奈川県立武山養護学校
神奈川県立平塚支援学校	神奈川県立平塚養護学校
神奈川県立湘南支援学校	神奈川県立湘南養護学校
神奈川県立鎌倉支援学校	神奈川県立鎌倉養護学校
神奈川県立藤沢支援学校	神奈川県立藤沢養護学校
神奈川県立小田原支援学校	神奈川県立小田原養護学校

新校名	現校名
神奈川県立茅ヶ崎支援学校	神奈川県立茅ヶ崎養護学校
神奈川県立秦野支援学校	神奈川県立秦野養護学校
神奈川県立伊勢原支援学校	神奈川県立伊勢原養護学校
神奈川県立えびな支援学校	(移動)
神奈川県立座間支援学校	神奈川県立座間養護学校
(移動)	神奈川県立あおば支援学校
(移動)	神奈川県立横浜ひなたやま支援学校
(移動)	神奈川県立相模原中央支援学校
(移動)	神奈川県立えびな支援学校

(3) 施行期日

令和5年4月1日

41 県有施設における光熱費等の増影響への対応について【警察本部関係】

10款 警察費 1項 警察管理費

警察管理運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
警察本部庁舎等における光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 836,238千円

車両維持費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
警察車両に使用する燃料の不足分を措置する。
- (3) 予算額 47,059千円

船舶維持費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
船舶に使用する燃料の不足分を措置する。
- (3) 予算額 5,951千円

ヘリコプター維持費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
ヘリコプターに使用する燃料の不足分を措置する。
- (3) 予算額 7,193千円

運転免許センター運営費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
運転免許センターにおける光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 40,777千円

10款 警察費 2項 警察活動費

パーキング・メーター等維持管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
パーキング・メーター等に使用する光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 2,335千円

交通安全施設維持管理費

- (1) 目的
燃料価格の高騰に対応する。
- (2) 内容
交通信号機等に使用する光熱費の不足分を措置する。
- (3) 予算額 297,404千円

42 損害賠償請求訴訟の判決に対する控訴（専決処分）の概要

(1) 要旨

泉警察署において拳銃自殺した男性巡査の事件に係る損害賠償請求訴訟について、令和4年7月29日、横浜地方裁判所において判決言渡しがあり、精神に不調を来している可能性が認められる男性巡査に対し、拳銃を貸与した事実は神奈川県警察の安全配慮義務違反であり、男性巡査の死亡との間には因果関係があると認定された。

判決内容を慎重に検討した結果、本判決は、事実を誤認したものであると認められることから控訴したが、この控訴手続について、急施を要し専決処分を行ったので、本会議において承認を求めるものである。

(2) 事案の概要

平成28年3月12日、男性巡査は泉警察署において拳銃自殺した。泉警察署員ら及び原告らからの証言でも男性巡査が精神に不調を来していた事実はなく、家族宛ての遺書についても「誰の責任でもない」旨、記載されていた。

これに対し、原告は、男性巡査が泉警察署の上司や先輩から、ハラスメントと評すべき対応を受け、ストレスを抱えている環境の中、泉警察署長及び泉警察署の管理監督者らには、警察官等けん銃使用及び取扱い規範、神奈川県警察けん銃使用及び取扱い規則に基づき、男性巡査の3月12日の勤務開始時点において、拳銃を所持した勤務に就かせない義務、「安全配慮義務」の違反があったなどと主張し、神奈川県に対し、総額5,514万8,994円の損害賠償を求め、平成30年3月12日、横浜地方裁判所に提訴した。

なお、保証金の供託手続きとして、令和4年8月1日付けで、横浜地方法務局に計5,100万円を供託している。

(3) 第一審（横浜地方裁判所）の概要

ア	訴訟提起年月日	平成30年3月12日
イ	原告	■■■■■■■■■■ ほか1名
ウ	被告	神奈川県
エ	請求額	5,514万8,994円
オ	判決の概要	

- (ア) 判決の言渡し日 令和4年7月29日
- (イ) 判決の主文
- a 被告は、各原告に対し、2,757万4,497円及びこれに対する平成28年3月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - b 訴訟費用は被告の負担とする。
 - c この判決は仮に執行することができる。
 - d ただし、被告が各原告について、各2,550万円の担保を供するときは、被告はその原告の執行を免れることができる。

- (4) 控訴年月日
令和4年8月12日 東京高等裁判所に控訴

43 令和4年度水道事業会計9月補正予算の内容【企業庁関係】

(1) 収益的支出

ア 総括

(支 出)		(単位 千円)	
款	前回までの 累計額	補正予定額	計
1 水道事業費用	56,471,358	1,139,989	57,611,347

イ 支出の内訳

(単位 千円)

目 名	前回までの 累計額	補正予定額	計	説 明
原水及び浄水費	19,903,370	755,694	20,659,064	取水及び浄水施設維持運営費の増
配 水 費	4,607,111	384,295	4,991,406	送配水施設維持運営費の増

44 令和4年度水道事業会計9月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長期借入金	自 己 資 金
取水及び浄水施設維持運営費	千円 254,925		千円 -	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 254,925	千円 -	千円 -	千円 254,925